二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	一、九六〇、一六〇トン
一四	七六、六二五トン

○財務省告示第二百四十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万八百六十八トン

二　冷凍牛肉　十二万三千六百四十五トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万八千七百九十四トン

二　冷凍牛肉　五万七千八百一トン

○財務省告示第二百四十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十七万四千三百五十トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十七万四千三百七十二トン

○財務省告示第二百四十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万千四百二十九トン

二　冷凍牛肉　六万三千六百九十トン

○財務省告示第二百四十三号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百十三号）の施行に伴い、平成二十一年財務省告示第百五十三号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の三第七項の規定に基づき財務大臣が定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）に規定する給付とする。	国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項の規定に基づき財務大臣が定める医療に関する給付は、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十一年厚生労働省告示第二百九十号）に規定する給付とする。

附　則

この改正は、平成二十九年八月一日から適用する。

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省告示第九号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：和歌山支店 郵便番号：640―8033 所在地：和歌山県和歌山市本町３―27 電話番号：073―432―1281	営業所又は事務所の名称：和歌山支店 郵便番号：640―8152 所在地：和歌山県和歌山市十番丁２―１ 電話番号：073―432―1281

(2)　変更年月日

平成29年９月４日

(3)　変更の理由

移転のため

○文部科学省告示第百六号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二百十三号）の施行に伴い、平成二十一年文部科学省告示第七十九号（私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の四第七項の規定に基づき文部科学大臣が定める医療に関する給付を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は平成二十九年八月一日から適用する。

平成二十九年八月三十一日

文部科学大臣　林　芳正

本則中「第十一条の三の四第七項」を「第十一条の三の三第七項」に改める。

○農林水産省告示第千三百六十五号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人奥多野有機システム認定審査委員会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十九年七月二十一日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年八月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

変更前の事業所の所在地

群馬県藤岡市鬼石七百二十四番地二

変更後の事業所の所在地

群馬県前橋市南町二丁目三十一番一